

郡山地方広域消防組合監査委員公告第1号

令和5年度定期監査及び行政監査の結果に関する公表について

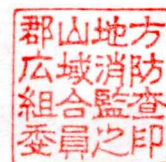
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項並びに郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第3条の規定に基づき定期監査を、地方自治法第199条第2項及び郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例第9条の規定に基づき行政監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和6年2月7日

郡山地方広域消防組合

監査委員 藤橋 桂市

監査委員 村上 昭正



令和5年度

定期監査及び行政監査の 結果に関する報告

(監査期間 令和5年9月27日から令和6年2月7日まで)

令和6年2月7日提出

郡山地方広域消防組合監査委員

郡山地方広域消防組合議会議長
郡山地方広域消防組合管理者

郡山地方広域消防組合

監査委員 藤 橋 桂 市

監査委員 村 上 昭 正

令和5年度定期監査及び行政監査の結果に関する報告について

地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項並びに郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づく定期監査並びに法第199条第2項及び条例第9条の規定に基づく行政監査を行ったので、法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和5年度 定期監査及び行政監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山地方広域消防組合監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の対象

(1) 定期監査

ア 対象範囲

令和5年4月1日から令和5年8月31日までに執行した郡山地方広域消防組合の財務事務

イ 対象所属

消防本部 田村消防署

ただし、財産管理事務については、次の所属を対象とした。

消防本部 田村消防署 郡山消防署日和田分署 田村消防署都路分署

(2) 行政監査

ア 対象範囲

令和5年8月31日までに執行した消防法に基づく立入検査事務

イ 対象所属

消防本部 郡山消防署

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適切か、法令に適合した事務を執行しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

(1) 定期監査

ア 帳簿、書類等の突合

イ 関係職員等への質問及び実査

(2) 行政監査

ア 立入検査事務及び郡山総合体育館立入検査の書類等の確認

イ 関係職員等へのヒアリング

5 監査の日程及び実施場所

(1) 定期監査

ア 監査の日程

(ア) 監査 令和5年9月27日から令和6年2月7日まで

(イ) 実査 令和5年11月8日

令和5年11月9日

イ 実施場所

(ア) 監査 郡山市監査委員室

(イ) 実査 消防本部 田村消防署 郡山消防署日和田分署 田村消防署都路分署

(2) 行政監査

ア 監査の日程

(ア) 監査 令和5年10月6日から令和6年2月7日まで

(イ) ヒアリング 令和5年11月8日

令和5年12月18日

イ 実施場所

(ア) 監査 郡山市監査委員室

(イ) ヒアリング 消防本部 郡山市監査委員室

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、意見を付すので対応を検討されたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

第4 意見

1 消防法に基づく立入検査事務について

今般の行政監査については、郡山総合体育館の消防用設備（スプリンクラー）が消防法の基準を満たさない状態で44年以上続いていたことが発覚したことに伴い、急遽、定期監査に合わせて実施したものである。

消防法第4条の規定に基づく立入検査に関する基本方針や具体的な事務手続きの流れ、人員体制、管理台帳やシステム上のデータ内容、過去の検査状況等については、関係書類の提出を求め概要を確認したが、事務ミスの原因分析や再発防止の取組状況等については特に、関係職員へのヒアリングにより事情を聴取したところである。

郡山地方広域消防組合では、火災予防上の欠陥事項について関係者に改善を指導しその是正を促すために、消防法等に基づいて行う査察の一過程として立入検査を行っている。

立入検査については、いかに効率的に実施し重大違反を是正できるかが工夫のしどころとなっており、消防庁からも令和2年3月24日に通知が出され、立入検査対象物選定における工夫事例が紹介されていることから、全国的な課題となっている状況が伺える。

こうしたなか、郡山地方広域消防組合においては、年度ごとに査察基本方針を策定し、重大違反対象物を優先して立入検査を実施している。令和5年度査察計画書においては、立入検査の対象となる防火対象物数 17,748件のうち 2,069件に立入検査を行う予定となっている。防火対象物のデータについては、査察台帳及び消防OAシステムで管理し、重大違反対象物についてはExcelファイルで管理することで、重大違反対象物を優先して選定することを容易にし、このような選定方針により、これまで重大違反対象物の削減に一定の成果を挙げている。

上記のデータ活用による検査方法は、限られた人員のなか重大違反対象物を優先的に減らすためには有効であると考えられる。しかしながら、この手法は後述のように、一度法適合状態であると認識されてしまうと、チェックの網の目からこぼれてしまうリスクをはらんでいるようにも思われる。

具体的にみると、今回の監査対象である郡山総合体育館は昭和49年1月に竣工し、消防用設備のうちスプリンクラーについては、当時の消防法に基づき舞台部にのみ設置されていた。その後、昭和49年6月に消防法の一部改正により、法令の遡及適用がなされ、スプリンクラーの建物全体への設置が義務付けられた。しかし、昭和54年4月1日の消防法施行日まで期間があったためか、昭和50年に実施された立入検査ではスプリンクラーについて指導等はなく、施行日以降最初の昭和61年の立入検査でも、スプリンクラー設置について何もふれられておらず、建物全体へのスプリンクラー設置義務があることが見落とされていた。以後、平成14年度の消防OAシステム導入時にもスプリンクラー設備は「適法設置」と記録され、平成22年1月を最後に立入検査もなく、現在に至るまで消防法不適合状態が続くこととなった。

このことについて問題点を挙げると、まずは、法令の遡及適用があった時点で、該当施設を抽出して確認作業を行うべきところ、それが行われなかったか、あるいは見落としがあったの

ではないかということである。40年以上前のことであり、当時の状況については監査のヒアリングでも特定できなかつたが、この時点でスプリンクラー設備の設置を促していれば今回のような事態は避けられたはずである。法令改正時には、確実にその対象となる物件を抽出し、立入検査時に指導等が可能となる体制が必要である。

次に、これまでの立入検査等で消防法不適合状態が認識できなかったという問題である。昭和50年から立入検査が14回、震災復旧等の改修工事に伴う消防検査が2回実施されたが、そのいずれでも法令の設置義務を満たしていないことに気づけなかった。立入検査の都度作成された査察台帳には、スプリンクラー設備が舞台部のみ設置されていることが記載されているが、それが不適合状態であることに気づかず、消防OAシステム導入の際もチェック機能が働かず、違反状態が発覚するまで適法と認識されていた。これは、管理している台帳やデータの各設備の設置状況について記録する欄がそれぞれ一つしかなく、スプリンクラー設備が一部分の設置で適法なのか全体への設置が必要なのか分かりづらい内容であることや、以前の検査結果を踏まえ、是正事項のある項目を重点的に確認するという前例踏襲型の検査となっていること、また、改修工事時には改修部分だけを確認するという検査の在り方等にも原因があると思われる。

今後、法令違反状態が長く続くような状況を防ぐためには、法令改正、特に遡及適用があるような場合に、立入検査時に確実に対象物の所有者に指導等ができるよう、対象物抽出時に漏れが生じないようなリスト化等の方法を工夫し、職員全員で情報を共有する体制づくりが必要である。

また、一度誤った記録がされることがあっても、その後、是正する機会を設けることが重要である。保持しているデータが膨大であることから一斉に精査することは現実的ではないと思われるが、立入検査時などが既存データ内容の正誤をチェックする機会となるよう、その対象物に必要とされる設備について再検証の上検査する仕組みづくり等を望むものである。

さらに、保持する査察台帳や消防OAシステムには対象物における各設備の現状が記録されており、また、消防OAシステムには各設備の設置に係る根拠法令も入力されているが、それだけでは適法か否かの判断は容易でなく、見落としのリスクが残っていると思われる。このため、台帳やシステムについては今後、現状の設備との比較ができるように、法令上必要な設備についてできるだけ具体的に記載するなど可視化に努めるべきであり、また、その際には、最新の法令に則した内容を反映させる方策等についても併せて検討を望むものである。

最小限の労力で効率的な事務執行を行うことは重要であるが、人はミスをしてしまうものであり、重大な取りこぼしを発生させるリスクがある場合は、それをリカバリーする内部統制的な取組が必要である。今後においても、研修等による知識習得機会に不足はないか、人事異動や担当替えに伴う事務引継ぎは適切か、前例踏襲による法令等の確認不足はないか、業務多忙による進捗管理の不備はないか等、業務ごとにリスクを洗い出し、検証を行い改善していく仕組みをつくり、PDCAサイクルにより適正な事務執行に努められたい。